

インターネットバンキングに係る不正アクセス禁止法違反等事件の発生状況等について

1 事犯の概要

本年に入り、新たな手口によりインターネットバンキングのID・パスワード等を盗み、不正アクセス、不正送金する手口が多発している。

フィッシングによる犯行

インターネットバンキングの利用権者へ金融機関を装って電子メールを送り、セキュリティ向上のためと偽り、メールに添付された画面又は予め開設しておいた偽サイトにID・パスワード、第2パスワード用の乱数表を入力させ、取得したID・パスワード、乱数表を使いインターネットバンキングに不正アクセスし、他人の口座へ送金するもの。

不正プログラムによる犯行

何らかの方法でインターネットバンキング利用権者のパソコンに不正プログラムを送り込み、利用権者の知らない間にID・パスワードを取得し、取得したID・パスワードを使いインターネットバンキングに不正アクセスし、他人の口座へ送金するもの。

2 発生状況（平成23年3月末以降、11月24日までの都道府県警察からの報告分）

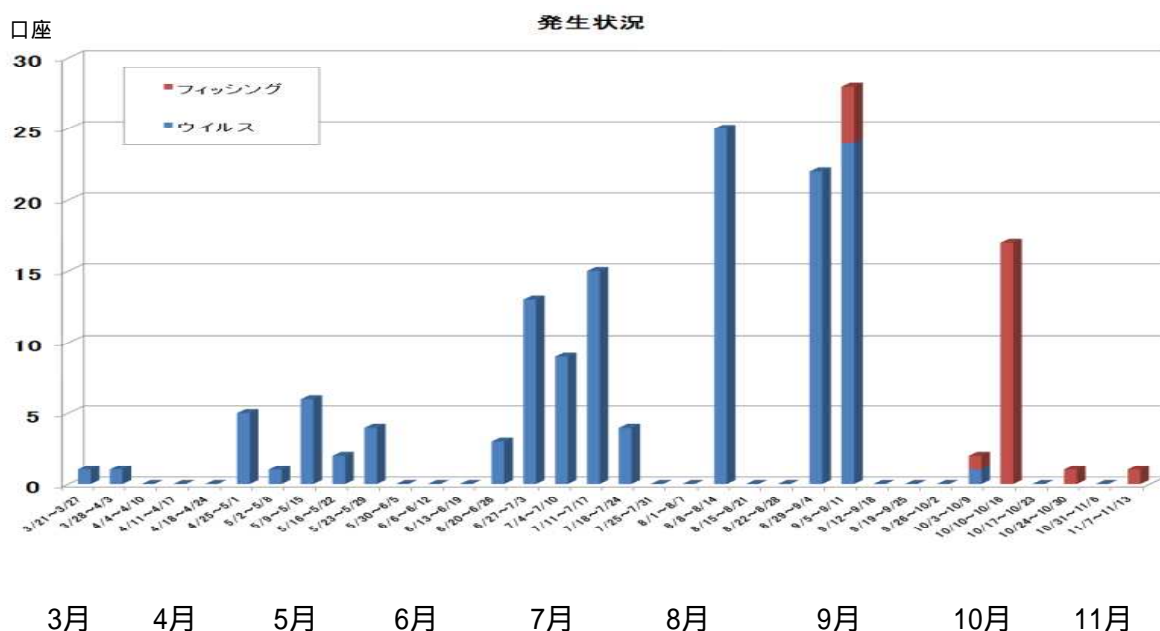
35都道府県の56の金融機関の160口座（未遂40口座を含む。）が被害

不正送金総額 約3億円

フィッシングによる犯行 2金融機関 24口座 約2,000万円

不正プログラムによる犯行 54金融機関 136口座 約2億8,200万円

1週間ごとの発生状況



3 一部被疑者の逮捕

平成23年8月8日、大阪府内の金融機関のインターネットバンキングを利用する同府内の法人が、その管理するID・パスワードで不正アクセスされ、別の金融機関の口座へ800万円が不正送金された事案で、9月26日から11月17日までの間に、不正送金先口座の名義人（現金引出人）現金の運び屋、両者に犯行を指示した者を逮捕。（埼玉県警）

平成23年8月31日、東京都内の金融機関のインターネットバンキングを利用する都内の法人が、その管理するID・パスワードで不正アクセスされ、別の金融機関の口座へ100万円が不正送金された事案で、10月17日、現金引出人を逮捕。（警視庁）

今後の捜査方針

不正送金先口座の名義人や金融機関への不正アクセスの発信元等の捜査を通じて、不正アクセス行為者の特定に努める。

4 警察、関係団体による対策

(1) 金融庁、全国銀行協会等関係団体に対する働き掛け等

顧客への注意喚起と可変式パスワード等の推奨について、金融庁、全国銀行協会、全国信用金庫協会、労働金庫連合会等を通じて金融機関へ要請。金融庁、業界団体では、効果的な防犯システムの導入に向け検討中。

(2) インターネットバンキング利用者への注意喚起

都道府県警察において、不正アクセスの手口、発生状況の広報を通じてインターネットバンキング利用者等へ注意喚起。

(3) フィッシング行為の処罰化、罰則の強化等のための不正アクセス禁止法改正に向けた作業